

公立大学法人大分県立芸術文化短期大学業務方法書

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び大分県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成18年大分県規則第12号）第2条の規定に基づき、公立大学法人大分県立芸術文化短期大学（以下「法人」という。）の行う業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第25条第1項及び法第78条第1項の規定により大分県知事から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

(業務の委託)

第3条 法人は、定款に規定する業務の一部を法人以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができることと認められ、かつ、委託することによりすぐれた成果を得られることが十分期待できる場合、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第4条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

(競争入札その他契約に関する基本事項)

第5条 法人は、売買、賃貸借、請負その他の契約を締結する場合には、公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、別に定める場合は、指名競争入札又は随意契約の方法によることができるものとする。

(外部資金の受入れ)

第6条 法人は、業務の遂行に資するため、寄附金その他の外部資金を受け入れることができる。

(施設等の貸付け)

第7条 法人は、業務に支障がない場合は、法人の土地、施設又は設備の一部を法人以外の者に貸し付けることができる。

(その他)

第8条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この業務方法書は、大分県知事の認可のあった日から施行し、平成18年4月1日から適用する。